

# 育児休業給付受給資格確認時の必要書類

①提出書類 ※記載する内容についての詳細は、「雇用保険のしおり」をご参照ください。

## ・**育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書**

※「7.個人番号」欄はマイナンバーの記載が**必要**です。

手続きを事業主が行う場合、本人との間で提出・申請についての「**同意書**」を作成し、

**事業主が保管することにより、本人の記名は省略可能**です。（同意書は提出不要です）

この場合は申請者氏名欄に「申請について同意済み」と記載してください。

## ・**雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書**（複写様式）

※⑦⑧欄は**完全月で賃金支払基礎日数11日以上の月**の記載が**12か月分以上**必要です。

※⑨⑩⑪欄は**産前休業開始より前の完全月で賃金支払基礎日数11日以上の月**の記載が

**6か月分以上**必要です。

②添付書類（写しの提出が必要です）

## ・**出産日確認書類**（母子健康手帳（出生届出済証明のページ）、

住民票（続柄の省略されていないもの）など）

## ・**休業期間確認書類**（出生時育児休業申出書、育児休業承認書など）

※出産した母親が、法定産後休業に引き続き育児休業を取得する場合は不要です。

## ・**振込先口座確認資料**（本人名義の通帳、キャッシュカードなど）

## ・**雇用契約書** ※雇用期間に定めがある場合のみ必要です。

③確認書類（確認後に返却します）

## ・**出勤簿**（またはタイムカードなど出勤日が確認できるもの）

## ・**賃金台帳**（または給与明細など毎月の支給総額が確認できるもの）

※賃金月額証明書に記載した内容を確認するため、**その全期間の出勤簿・賃金台帳が必要**です。

④初回支給申請を同時に行う場合の確認書類（確認後に返却します）

## ・**出勤簿**（支給単位（休業）期間の全日数分）

## ・**賃金台帳**（支給単位（休業）期間中に支払日がある賃金分）

※「支給単位期間を対象とする賃金分」ではないのでご注意ください。

または、

## ・**育児休業給付金申請にかかる休業証明書**

※休業中に出勤簿・賃金台帳を作成しない場合は、こちらを提出してください。

## 支給申請時の必要書類（2回目以降）

### ①提出書類

#### ・育児休業給付金支給申請書

※支給単位期間中の就業日数を記入してください。

（就業日数が10日を超える場合は、就業時間の記入が必要です）

※支給単位期間中に支給した賃金額を記入してください。

（賃金月額証明書とは異なり、支給単位期間の労働に対する賃金額ではありません）

（育児休業開始前の労働に対する賃金額は記載しません）

### ②確認書類（確認後に返却します）

・出勤簿（支給単位（休業）期間の全日数分）

・賃金台帳（支給単位（休業）期間中に支払日がある賃金分）

※「支給単位期間を対象とする賃金分」ではないのでご注意ください。

または、

#### ・育児休業給付金申請にかかる休業証明書

※休業中に出勤簿・賃金台帳を作成しない場合は、こちらを提出してください。

#### ●対象者が前倒しで職場復帰した場合は…

支給終了日よりも早く職場復帰した場合、給付金は職場復帰の前日分まで日割で支給されます。この場合、復帰日以降に支給申請が可能となります。

職場復帰日の確認資料（出勤簿など）を添付してください。

#### ●保育園に入園できないため休業を延長する場合は…

一定の条件を満たす場合、6か月間の給付期間延長が2回まで可能となります。

1歳および1歳6ヶ月のそれぞれの時点において確認資料の提出が必要です。

詳細はハローワーク職員にご確認ください。

#### ●第1子の育児休業中に第2子の妊娠が判明した場合は…

第1子の育児休業給付は、第2子の産前産後休業の前日で終了します。

第2子の産後休業後、第2子の育児休業給付の申請が可能になります。

（第2子の産前産後休業期間は、第1子の育児休業給付の対象となりません。）